

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲) 2 - 7 法第2条第1項第4号((内国貨物の定義))にいう「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。 なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され(単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。)本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書写し(当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については要しない。)及び転載及び陸揚げの届出書写し(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書写しによつて確認の上、内国貨物として取り扱う。	(本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲) 2 - 7 法第2条第1項第4号((内国貨物の定義))にいう「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。 なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され(単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。)本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書写し及び当該許可に基づく転載の届出書写し(水産庁担当官の確認印のあるもの)又は漁業許可書写しによつて確認の上、内国貨物として取り扱う。
(災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続) 2の3 - 1 法第2条の3第1項((災害による期限の延長))の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。 (1)~(4) (省略) (5) 関税の納期限延長における法定納期限(延滞税の起算日)は、輸入許可の日(又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日)から3月以内の日であるが法第2条の3第1項の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。 また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合については、輸入許可の日(輸入許可前引取承認の場合は、当該承認の日)が法定納期限であるが、具体的納期限(納付の期限)が特定災害が発生した日以降に到来するものについては、法第12条第9項((災害による期限の延長に係る延滞税の免除))の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。	(災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続) 2の3 - 1 法第2条の3第1項((災害による期限の延長))の規定に基づく災害による申請等の期限の指定日の翌日までの延長手続は、次による。 (1)~(4) (同左) (5) 関税の納期限延長における法定納期限(延滞税の起算日)は、輸入許可の日(又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日)から3月以内の日であるが法第2条の3第1項の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。 また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合については、輸入許可の日(輸入許可前引取承認の場合は、当該承認の日)が法定納期限であるが、具体的納期限(納付の期限)が特定災害が発生した日以降に到来するものについては、法第12条第8項((災害による期限の延長に係る延滞税の免除))の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。
(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書き((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。	(協定税率を適用する国) 3 - 3 法第3条ただし書き((条約による特別規定))の規定に基づき、協定税率(引下税率に限る。以下同じ。)を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

新旧对照表

(関税法基本通達)

新 我が国の税率適用状況表				旧 我が国の税率適用状況表			
国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率	国(地域)名	国定税率	協定税率	便益税率
(ヨーロッパ州) (略)		○		(ヨーロッパ州) (略)		○	
スロベニア <u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u> マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		○ ○		スロベニア マケドニア旧ユーゴスラビア共和国		○ ○	
(略)				(略)			

(輸入(納税)申告書の撤回)

7 第7条第2項((申告))の規定により提出することとされている輸入(納税)申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し(法第75条((外国貨物の積戻し))の積戻しをいう。以下同じ。)又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があつた場合の取扱いは、次による。なお、納税に関する申告に誤りがありこれを是正する必要がある場合には、法第7条の14((修正申告))又は第7条の15((更正の請求))若しくは第7条の16((更正及び決定))の規定に基づき行うこととなる。したがつて、納税に関する申告を是正する必要があるとの理由(加算税に係る賦課決定を回避することを目的とするものを含む。)のみによる申告書の撤回は認められないでの、留意する。

(1) 関税の納付を要する貨物については、当該関税の納期限の延長がされないものにあつては、その納付の前、法第9条の2第1項又は第2項の規定に基づき関税の納期限が延長されるものにあつては、延長される関税額又は特別月における延長の通知を受けた関税額の累計額が、提供された担保の額を超えない範囲内であることの確認(以下、納期限の延長に係るものにあつては「担保枠の確認」という。)の前に限り、その撤回を認めて差し支えない。ただし、申告に係る貨物の積戻しをするときにおいては、輸入の許可前であれば、その撤回を認めて差し支えない。

(2) 及び(3) (省略)

(輸入(納税)申告書の撤回)

7-7 第7条第2項((申告))の規定により提出することとされている輸入(納税)申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し(法第75条((外国貨物の積戻し))の積戻しをいう。以下同じ。)又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があつた場合の取扱いは、次による。なお、納税に関する申告に誤りがありこれを是正する必要がある場合には、法第7条の14((修正申告))又は第7条の15((更正の請求))若しくは第7条の16((更正及び決定))の規定に基づき行うこととなる。したがつて、納税に関する申告を是正する必要があるとの理由(加算税に係る賦課決定を回避することを目的とするものを含む。)のみによる申告書の撤回は認められないでの、留意する。

(1) 関税の納付を要する貨物については、当該関税の納期限の延長がされないものにあつては、その納付の前、法第9条の2第1項又は第2項の規定に基づき関税の納期限が延長されるものにあつては、延長される関税額又は特別月における延長の承認を受けた関税額の累計額が、提供された担保の額を超えない範囲内であることの確認(以下、納期限の延長に係るものにあつては「担保枠の確認」という。)の前に限り、その撤回を認めて差し支えない。ただし、申告に係る貨物の積戻しをするときにおいては、輸入の許可前であれば、その撤回を認めて差し支えない。

(2) 及び(3) (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(評価申告書の使用区分) 7 - 8 令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号((評価申告を要する事項))に掲げる事項に関する申告を要する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用させる。 (1)~(3) (省略)	(評価申告書の使用区分) 7 - 8 令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第7号若しくは第8号((評価申告を要する事項))に掲げる事項に関する申告を要する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用させる。 (1)~(3) (同左)
(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い) 7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。 (1) (省略) (2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第4条第3項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合(前記7 - 11(評価申告書の提出を要しない場合)の規定により提出されていない場合を含む。)において、同条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号((評価申告を要する事項))に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。 (3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い 後記7 - 20(個別評価申告書の事前審査)の規定による事前審査を受けた個別評価申告書(以下この項において「個別申告書」という。)が提出されている場合において、令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。	(評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い) 7 - 16 評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。 (1) (同左) (2) 包括申告書が提出されていない場合の取扱い 令第4条第3項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合(前記7 - 11(評価申告書の提出を要しない場合)の規定により提出されていない場合を含む。)において、同条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第7号若しくは第8号((評価申告を要する事項))に掲げる事項につき個々の納税申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。 (3) 事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い 後記7 - 20(個別評価申告書の事前審査)の規定による事前審査を受けた個別評価申告書(以下この項において「個別申告書」という。)が提出されている場合において、令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第7号若しくは第8号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記(1)に準じて処理するものとする。
(納税申告等に係る事前教示の手続) 7 - 17 法第7条第3項(事前教示)に規定する事前教示(以下「事前教示」という。)の手續は、次による。 (1)~(3) (省略) (4) 関税評価に係る事前教示	(納税申告等に係る事前教示の手続) 7 - 17 法第7条第3項(事前教示)に規定する事前教示(以下「事前教示」という。)の手續は、次による。 (1)~(3) (同左) (4) 関税評価に係る事前教示

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>イ 具体的な輸入予定のある貨物の関税評価に係る事前教示については、原則として<u>後記7-20(個別評価申告書の事前審査)及び7-21(個別評価申告書の事前審査の手続等)の規定</u>により行うものとする。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(個別評価申告書の事前審査)</p> <p>7-20 前記7-9(評価申告書の提出の方法等)において個別申告方式により提出することとされている評価申告書(以下本項及び次項において「個別評価申告書」という。)について、当該個別評価申告書に係る貨物を輸入しようとする者(委任を受けた通関業者を含む。以下本項及び次項において「輸入者等」という。)が、納税申告前にこれを提出し、その審査(以下本項及び次項において「事前審査」という。)を求める場合は、次のいずれにも該当するときにこれを行うものとする。</p> <p>(1) 個別評価申告書が<u>令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第9号若しくは第10号に掲げる事項</u>を申告するものであるとき。 ただし、次のいずれかに該当する個別評価申告書は除く。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(特例申告書の添付書類)</p> <p>7の2-2 特例申告書には、次の書類を添付させる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))の規定に基づき納期限を延長する場合は、<u>関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)申請書(C-1006)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(特例申告書の受理及び審査)</p> <p>7の2-3 特例申告書の受理及び審査に関する取扱いは、前記7-6(輸入(納税)申告書の受理及び審査)の(1)(審査印の押なつを除く。) (2)イ、二、ヘ及びト並びに(3)と同様の処理を行う。なお、この場合において、申告書に添付された納付書への審査印の押なつ後は、納付書の第1片から第3片まで(納付書・領收証書、領收控用、領收済通知書用)は申告者に返付することなく第4片(税関用)</p>	<p>イ 具体的な輸入予定のある貨物の関税評価に係る事前教示については、原則として<u>評価申告書の事前審査の手続</u>により行うものとする。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(個別評価申告書の事前審査)</p> <p>7-20 前記7-9(評価申告書の提出の方法等)において個別申告方式により提出することとされている評価申告書(以下本項及び次項において「個別評価申告書」という。)について、当該個別評価申告書に係る貨物を輸入しようとする者(委任を受けた通関業者を含む。以下本項及び次項において「輸入者等」という。)が、納税申告前にこれを提出し、その審査(以下本項及び次項において「事前審査」という。)を求める場合は、次のいずれにも該当するときにこれを行うものとする。</p> <p>(1) 個別評価申告書が<u>令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第7号若しくは第8号に掲げる事項</u>を申告するものであるとき。 ただし、次のいずれかに該当する個別評価申告書は除く。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(特例申告書の添付書類)</p> <p>7の2-2 特例申告書には、次の書類を添付させる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))の規定に基づき納期限を延長する場合は、<u>関税(内国消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(特例申告)承認申請書(C-1006)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(特例申告書の受理及び審査)</p> <p>7の2-3 特例申告書の受理及び審査に関する取扱いは、前記7-6(輸入(納税)申告書の受理及び審査)の(1)(審査印の押なつを除く。) (2)イ、二、ヘ及びト並びに(3)と同様の処理を行う。なお、この場合において、申告書に添付された納付書への審査印の押なつ後は、納付書の第1片から第3片まで(納付書・領收証書、領收控用、領收済通知書用)は申告者に返付することなく第4片(税関用)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>とともに収納担当部門に回付することとし、法第9条の2第3項に規定する納期限の延長に係る特例申告書にあつては、添付された<u>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書</u>と特例申告書の納期限延長に係る税額等を対査し、納付書とともに収納担当部門に回付する。</p> <p>（納期限の延長申請の受理）</p> <p>9の2-1 法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請書の受理の手続は、次による。</p> <p>(1) 法第9条の2第1項((個別の納期限の延長))に規定する個別納期限延長申請は、令第7条第1項に規定する事項を記載した「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書</u>」(C-1003)2通を輸入（納税）申告をする税関官署に提出させるものとする。</p> <p>なお、当該個別納期限延長申請は、輸入許可の時までに行わせる。</p> <p>(2) 法第9条の2第2項((包括の納期限の延長))に規定する包括納期限延長申請は、令第7条第2項に規定する事項を記載した「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）</u>」(C-1004)又は「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）</u>」(C-1005)2通を輸入（納税）申告を予定する税関官署に次により提出させるものとする。</p> <p>なお、当該包括納期限延長申請は、納期限の延長の適用を受けようとする特定月の前月末日までに<u>包括納期限延長</u>を行い得る期間を勘案して行わせる。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>(3) 法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))に規定する納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）申請は、令第7条第3項に規定する事項を記載した「<u>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書</u>」(C-1006)2通を特例申告書の提出期限までに特例申告をする税関官署に提出させるものとする。</p> <p>（納期限の延長の手続）</p> <p>9の2-2 法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請の手続は、次による。</p> <p>(1) 前記9の2-1の(1)又は(3)の申請書の提出があつた場合には、申請書の</p>	<p>とともに収納担当部門に回付することとし、法第9条の2第3項に規定する納期限の延長に係る特例申告書にあつては、添付された<u>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）承認申請書</u>と特例申告書の納期限延長に係る税額等を対査し、納付書とともに収納担当部門に回付する</p> <p>（納期限の延長申請の受理）</p> <p>9の2-1 法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請書の受理の手續は、次による。</p> <p>(1) 法第9条の2第1項((個別の納期限の延長))に規定する個別納期限延長申請は、令第7条第1項に規定する事項を記載した「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）承認申請書</u>」(C-1003)2通を輸入（納税）申告をする税関官署に提出させるものとする。</p> <p>なお、当該個別納期限延長申請は、輸入許可の時までに行わせる。</p> <p>(2) 法第9条の2第2項((包括の納期限の延長))に規定する包括納期限延長申請は、令第7条第2項に規定する事項を記載した「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（官署別）承認申請書</u>」(C-1004)又は「<u>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）承認申請書（一括）</u>」(C-1005)2通を輸入（納税）申告を予定する税関官署に次により提出させるものとする。</p> <p>なお、当該包括納期限延長申請は、納期限の延長の適用を受けようとする特定月の前月末日までに<u>包括納期限延長承認</u>を行い得る期間を勘案して行わせる。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>(3) 法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))に規定する納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）申請は、令第7条第3項に規定する事項を記載した「<u>関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）承認申請書</u>」(C-1006)2通を特例申告書の提出期限までに特例申告をする税関官署に提出させるものとする。</p> <p>（納期限の延長承認）</p> <p>9の2-2 法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請の承認の手続は、次による。</p> <p>(1) 前記9の2-1の(1)又は(3)の申請書の提出があつた場合には、申請書の</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>政令記載事項の確認及び納期限の延長に係る税額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する。</p> <p>なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p> <p>(2) 前記9の2-1の(2)の申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、政令記載事項の確認及び特定月において輸入しようとする貨物に係る関税の合計額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、納期限の延長をするものとし、その旨申請者に通知する。なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p>	<p>政令記載事項の確認及び納期限の延長に係る税額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は承認する。</p> <p>なお、担保の評価については、延長の承認を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p> <p>(2) 前記9の2-1の(2)の申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、政令記載事項の確認及び特定月において輸入しようとする貨物に係る関税の合計額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は承認する。なお、担保の評価については、延長の承認を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p>
<p><u>(包括納期限延長を受けた延長税額の納付手続)</u></p> <p>9の2-3 法第9条の2第2項に規定する納期限の延長を受けた延長税額の納付手続については、次による。</p> <p>(1) 同項の延長をする旨の通知を受けた者は、特定月において納期限の延長が適用された輸入申告に係る次に掲げる事項を記載した「納付明細書」(C-1007)2通を、当該特定月の翌月末日又は延長後の納期限若しくは納付予定日の10日前のいずれか早い日までに納付書(C-1010)に添えて輸入申告をした官署に提出しなければならない。</p> <p>イ 住所及び氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 納期限の延長が適用された特定月 ハ 納期限の延長が適用された輸入貨物に係る輸入許可年月日、輸入申告番号、延長された税額 ニ その他参考となる事項 (2) (省略)</p>	<p><u>(包括納期限延長承認を受けた延長税額の納付手続)</u></p> <p>9の2-3 法第9条の2第2項に規定する納期限の延長の承認を受けた延長税額の納付手続については、次による。</p> <p>(1) 同項の承認を受けた者は、特定月において納期限の延長が適用された輸入申告に係る次に掲げる事項を記載した「納付明細書」(C-1007)2通を、当該特定月の翌月末日又は延長後の納期限若しくは納付予定日の10日前のいずれか早い日までに納付書(C-1010)に添えて輸入申告をした官署に提出しなければならない。</p> <p>イ 住所及び氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 納期限の延長が適用された特定月 ハ 納期限の延長が適用された輸入貨物に係る輸入許可年月日、輸入申告番号、延長された税額 ニ その他参考となる事項 (2) (同左)</p>
<p><u>(石油に係る納付書等の処理)</u></p> <p>9の4-9 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和42年法律第12号。以下この項において「石油等特会法」という。)附則第13項に掲げる石油に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>なお、石油等特会法附則第13項に掲げる物品(以下この項において「石油等」という。)の納税申告は、下記(1)のイによる記号の区分ごとに申告させる。</p>	<p><u>(石油に係る納付書等の処理)</u></p> <p>9の4-9 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和42年法律第12号。以下この項において「石油等特会法」という。)第4条に掲げる石油に係る納付書等の処理は、次による。</p> <p>なお、石油等特会法第4条に掲げる物品(以下この項において「石油等」という。)の納税申告は、下記(1)のイによる記号の区分ごとに申告させる。(具体</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新		旧																																	
(具体的には、記号区分ごとに1欄1申告となる。)		的には、記号区分ごとに1欄1申告となる。)																																	
(1) 一般の納税申告の場合は、次による。 イ 石油等についての輸入(納税)申告書等(以下この項において「申告書」という。)を受理した際には、納付書の第3片及び第4片に、次表の左欄に掲げる石油等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号を赤書き(又は赤スタンプ)で表示する。		(1) 一般の納税申告の場合は、次による。 イ 石油等についての輸入(納税)申告書等(以下この項において「申告書」という。)を受理した際には、納付書の第3片及び第4片に、次表の左欄に掲げる石油等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる記号を赤書き(又は赤スタンプ)で表示する。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>石油等の区分</th> <th>表示する記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関税定率法別表の番号</td> <td>品名</td> </tr> <tr> <td>(1) 第2709.00号</td> <td>(1)石油化学製品製造用の石油及び歴青油(原油に限る) (2)その他の石油及び歴青油</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2710.11号の1 の(1)のCの(a)</td> <td>航空機用の揮発油</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2710.11号の1 の(1)のCの(b)</td> <td>(1)石油化学製品製造用の揮発油 (2)その他の揮発油</td> </tr> <tr> <td>(4) 第2710.11号の1 の(2)のB及び第 2710.19号の1の(1) のB</td> <td>(1)石油化学製品製造用の灯油 (2)その他の灯油</td> </tr> <tr> <td>(5) 第2710.11号の1 の(3)及び第2710.19 号の1の(2)</td> <td>(1)石油化学製品製造用の軽油 (2)その他の軽油</td> </tr> <tr> <td>(6) 第2710.19号の1 の(3)</td> <td>(1) 製油の原料として使用される重油及び粗油 (2) その他の重油及び粗油</td> </tr> </tbody> </table>		石油等の区分	表示する記号	関税定率法別表の番号	品名	(1) 第2709.00号	(1)石油化学製品製造用の石油及び歴青油(原油に限る) (2)その他の石油及び歴青油	(2) 第2710.11号の1 の(1)のCの(a)	航空機用の揮発油	(3) 第2710.11号の1 の(1)のCの(b)	(1)石油化学製品製造用の揮発油 (2)その他の揮発油	(4) 第2710.11号の1 の(2)のB及び第 2710.19号の1の(1) のB	(1)石油化学製品製造用の灯油 (2)その他の灯油	(5) 第2710.11号の1 の(3)及び第2710.19 号の1の(2)	(1)石油化学製品製造用の軽油 (2)その他の軽油	(6) 第2710.19号の1 の(3)	(1) 製油の原料として使用される重油及び粗油 (2) その他の重油及び粗油	<table border="1"> <thead> <tr> <th>石油等の区分</th> <th>表示する記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関税定率法別表の番号</td> <td>品名</td> </tr> <tr> <td>(1) 第2709.00号</td> <td>石油及び歴青油(原油に限る)</td> </tr> <tr> <td>(2) 第2710.11号 -1-(1)-C-(a)</td> <td>航空機用の揮発油</td> </tr> <tr> <td>(3) 第2710.11号 -1-(1)-C-(b)</td> <td>(1)石油化学製品製造用、ガス製造用揮発油 (2)燃料用の揮発油 (3)その他の揮発油</td> </tr> <tr> <td>(4) 第2710.11号 -1-(2)-B及び第 2710.19号-1-(1)-B</td> <td>灯油</td> </tr> <tr> <td>(5) 第2710.11号 -1-(3)及び第 2710.19号-1-(2)</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>(6) 第2710.19号 -1-(3)</td> <td>(1)製油の原料として使用される重油及び粗油 (2)その他の重油及び粗油</td> </tr> </tbody> </table>		石油等の区分	表示する記号	関税定率法別表の番号	品名	(1) 第2709.00号	石油及び歴青油(原油に限る)	(2) 第2710.11号 -1-(1)-C-(a)	航空機用の揮発油	(3) 第2710.11号 -1-(1)-C-(b)	(1)石油化学製品製造用、ガス製造用揮発油 (2)燃料用の揮発油 (3)その他の揮発油	(4) 第2710.11号 -1-(2)-B及び第 2710.19号-1-(1)-B	灯油	(5) 第2710.11号 -1-(3)及び第 2710.19号-1-(2)	軽油	(6) 第2710.19号 -1-(3)	(1)製油の原料として使用される重油及び粗油 (2)その他の重油及び粗油
石油等の区分	表示する記号																																		
関税定率法別表の番号	品名																																		
(1) 第2709.00号	(1)石油化学製品製造用の石油及び歴青油(原油に限る) (2)その他の石油及び歴青油																																		
(2) 第2710.11号の1 の(1)のCの(a)	航空機用の揮発油																																		
(3) 第2710.11号の1 の(1)のCの(b)	(1)石油化学製品製造用の揮発油 (2)その他の揮発油																																		
(4) 第2710.11号の1 の(2)のB及び第 2710.19号の1の(1) のB	(1)石油化学製品製造用の灯油 (2)その他の灯油																																		
(5) 第2710.11号の1 の(3)及び第2710.19 号の1の(2)	(1)石油化学製品製造用の軽油 (2)その他の軽油																																		
(6) 第2710.19号の1 の(3)	(1) 製油の原料として使用される重油及び粗油 (2) その他の重油及び粗油																																		
石油等の区分	表示する記号																																		
関税定率法別表の番号	品名																																		
(1) 第2709.00号	石油及び歴青油(原油に限る)																																		
(2) 第2710.11号 -1-(1)-C-(a)	航空機用の揮発油																																		
(3) 第2710.11号 -1-(1)-C-(b)	(1)石油化学製品製造用、ガス製造用揮発油 (2)燃料用の揮発油 (3)その他の揮発油																																		
(4) 第2710.11号 -1-(2)-B及び第 2710.19号-1-(1)-B	灯油																																		
(5) 第2710.11号 -1-(3)及び第 2710.19号-1-(2)	軽油																																		
(6) 第2710.19号 -1-(3)	(1)製油の原料として使用される重油及び粗油 (2)その他の重油及び粗油																																		
□ 納付書(第4片)により徴収決定済額の集計を行う際に、上記イの記号が表示されている納付書の分については、別途「細分整理簿」(適宜の様式による。)に上記イの記号ごとに関税額を集計し、整理する。 また、当該納付書(第4片)については、収納済額の登記終了後、収納		□ 納付書(第4片)により徴収決定済額の集計を行う際に、上記イの記号が表示されている納付書の分については、別途「細分整理簿」(適宜の様式による。)に上記イの記号ごとに関税額を集計し、整理する。 また、当該納付書(第4片)については、収納済額の登記終了後、収納																																	

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>日の日付順で会計年度ごとに一般のものとは別に整理保管する。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(4) <u>包括納期限延長</u>に係る輸入(納税)申告の場合における石油等に係る延長税額確認票の処理は、次による。</p> <p>イ 石油等についての<u>包括納期限延長</u>に係る申告書を受理した際には、延長税額確認票の第2片に上記(1)のイによる記号を表示する。</p> <p>ロ 上記(1)のロの規定は、延長税額確認票の整理を行う場合について準用する。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(据置担保の提供があつた場合の整理)</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1) 提供された担保が、前記9の6-1の(1)に規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本(当該国債及び地方債が登録されているときは、登録済通知書又は担保権登録内容証明書)の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、<u>納期限延長通知番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(2) 提供された据置担保が、前記9の6-1の(5)に規定する保証人の保証であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、保証の限度額、保証期間、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称、<u>納期限延長通知番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(3) 提供された据置担保が、前記9の6-1の(6)に規定する金銭であるときは、備付けの担保管理簿に、供託書の正本の番号、供託年月日、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託金額、<u>納期限延長通知番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(入港手続)</p> <p>15-3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項((外国貿易船の入港手続))の規定により<u>外国貿易船の船長</u>から提出させる書類は、「入出港届」(C-2000)、「積荷目録」(C-2030)、「船用品目録」(C-2040)、「旅客氏名表」(C-2050)及び「乗組員氏名表」(C-</p>	<p>日の日付順で会計年度ごとに一般のものとは別に整理保管する。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(4) <u>包括納期限延長承認</u>に係る輸入(納税)申告の場合における石油等に係る延長税額確認票の処理は、次による。</p> <p>イ 石油等についての<u>包括納期限延長承認</u>に係る申告書を受理した際には、延長税額確認票の第2片に上記(1)のイによる記号を表示する。</p> <p>ロ 上記(1)のロの規定は、延長税額確認票の整理を行う場合について準用する。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(据置担保の提供があつた場合の整理)</p> <p>9の6-7 前記9の6-5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1) 提供された担保が、前記9の6-1の(1)に規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本(当該国債及び地方債が登録されているときは、登録済通知書又は担保権登録内容証明書)の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、<u>納期限延長承認番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(2) 提供された据置担保が、前記9の6-1の(5)に規定する保証人の保証であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、保証の限度額、保証期間、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称、<u>納期限延長承認番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(3) 提供された据置担保が、前記9の6-1の(6)に規定する金銭であるときは、備付けの担保管理簿に、供託書の正本の番号、供託年月日、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託金額、<u>納期限延長承認番号</u>等を記入し、管理する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(入港手続)</p> <p>15-3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項((外国貿易船の入港手続))の規定により<u>船長</u>から提出させる書類は、「入出港届」(C-2000)、「積荷目録」(C-2030)及び「船用品目録」(C-2040)各1通(ただし、積荷目録については税關において特に必要があ</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>- 2060) 各 1 通(ただし、積荷目録については税關において特に必要があると認める場合は、2 通)とする。</p> <p>(2) 同条第 2 項((外国貿易機の入港手続))の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C - 2010)、「積荷目録」(C - 2035)、「旅客氏名表」(C - 2055) 及び「乗組員氏名表」(C - 2010 若しくは C - 2060) 各 1 通とする。</p> <p>(3) 同条第 5 項((特殊船舶等の入港手続))の規定により特殊船舶等の船長又は機長から提出させる書類は、「入出港届」1 通とする。 なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記の書類のほか、「旅客氏名表」又は「乗組員氏名表」を提出させることとする。</p> <p>(4) 上記(1)に規定する書類及び(3)に規定する書類のうち特殊船舶に係るものの提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税關の指定するファクシミリ装置により受信した日から 3 日以内(期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に原本を税關に提出することとする。</p> <p>(5) 上記(4)の場合において、税關が必要と認める場合には、外国貿易船又は特殊船舶の出港の時までに原本の提出を求めることがある。 なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)から(3)までに規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。)の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることがある。</p> <p>(積荷目録に記載する貨物の範囲等) 15 - 6 積荷目録には、旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品の記載を要しない。なお、船長又は機長(以下この章において「船長等」という。)に託された貨物(託送品)についての目録が他の貨物と区別して作成されている</p>	<p>ると認める場合は、2 通)とする。 なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記の書類のほか、「旅客氏名表」(C - 2050)、「乗組員氏名表」(C - 2060)、その他必要な書類の提出及び前港の出港許可書その他必要な書類の提示を求めることができる。</p> <p>(2) 同条第 2 項((外国貿易機の入港手続))の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は「入出港届」(C - 2010)及び「積荷目録」(C - 2035)各 1 通とする。 なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記の書類のほか、「旅客氏名表」、「乗組員氏名表」その他必要な書類を提出させることができる。</p> <p>(3) 同条第 4 項((特殊船舶等の入港手続))の規定により特殊船舶等の船長又は機長から提出させる書類は、それぞれの「入出港届」1 通とする。 なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記の書類のほか、適宜の様式による「外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。)」その他必要な書類を提出させることができる。</p> <p>(4) 上記(1)に規定する書類及び(3)に規定する書類のうち特殊船舶に係るものの提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税關の指定するファクシミリ装置により受信した日から 3 日以内(期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に原本を税關に提出することとする。</p> <p>(5) 上記(4)の場合において、税關が必要と認める場合には、外国貿易船又は特殊船舶の出港の時までに原本の提出を求めることがある。</p> <p>(積荷目録に記載する貨物の範囲) 15 - 6 積荷目録には、原則として、その船舶等に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品を除く。)の全部を記載するものとする。ただし、次の各号に掲げる貨物であつて税關が取締り上支障がないと認めら</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧																																				
<u>場合は、これを当該貨物に係る積荷目録として、提出させることとする。</u>	<u>れるものについては、その記載を省略させることができる。</u> (1) <u>本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物</u> (2) <u>本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物</u> (3) <u>船長又は機長に託された貨物で託送品目録に記載されている託送品</u> (4) <u>法第 63 条((外国貨物の保税運送))の規定による運送の承認を受けた外 国貨物</u> (5) <u>法第 66 条((内国貨物の運送))の規定による運送の承認を受けた内国貨 物</u>																																				
(外国貿易船等の出港手続) 17 - 2 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税關においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して <u>船長等</u> に交付する。	(外国貿易船等の出港手続) 17 - 2 法第 17 条第 1 項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2 通を提出して行わせ、税關においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記載して <u>船長又は機長</u> (以下、本章において「船長等」という。)に交付する。																																				
(船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い) 17 - 6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 17 - 2(外国貿易船等の出港手続)の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち 1 通を届出があつたことを証する書類として届出者に交付する。	(船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い) 17 - 6 外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記 17 - 2(外国貿易船等の出港手続)の「入出港届」の標題を「転錨届」と訂正のうえ提出させ、受理したときは、うち 1 通を届出があつたことを証する書類として届出者に交付する。 <table> <tbody> <tr> <td>京浜港</td> <td>東京地区、横浜地区、川崎地区</td> <td>秋田船川港</td> <td>秋田地区、船川地区</td> </tr> <tr> <td>新潟港</td> <td>東地区、西地区</td> <td>京浜港</td> <td>東京地区、横浜地区、川崎地区</td> </tr> <tr> <td>伏木富山港</td> <td>伏木地区、富山地区</td> <td>新潟港</td> <td>東地区、西地区</td> </tr> <tr> <td>大阪港</td> <td>大阪地区、<u>堺泉北地区</u></td> <td>伏木富山港</td> <td>伏木地区、富山地区</td> </tr> <tr> <td>和歌山下津港</td> <td>和歌山地区、下津地区</td> <td>大阪港</td> <td>大阪地区、<u>堺地区</u></td> </tr> <tr> <td>徳山下松港</td> <td>徳山地区、光地区</td> <td>和歌山下津港</td> <td>和歌山地区、下津地区</td> </tr> <tr> <td>関門港</td> <td>門司地区、下関地区、戸畠地区</td> <td>徳山下松港</td> <td>徳山地区、<u>下松地区</u>、光地区</td> </tr> <tr> <td>伊万里港</td> <td>伊万里地区、福島地区</td> <td>関門港</td> <td>門司地区、下関地区、戸畠地区</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>伊万里港</td> <td>伊万里地区、福島地区</td> </tr> </tbody> </table>	京浜港	東京地区、横浜地区、川崎地区	秋田船川港	秋田地区、船川地区	新潟港	東地区、西地区	京浜港	東京地区、横浜地区、川崎地区	伏木富山港	伏木地区、富山地区	新潟港	東地区、西地区	大阪港	大阪地区、 <u>堺泉北地区</u>	伏木富山港	伏木地区、富山地区	和歌山下津港	和歌山地区、下津地区	大阪港	大阪地区、 <u>堺地区</u>	徳山下松港	徳山地区、光地区	和歌山下津港	和歌山地区、下津地区	関門港	門司地区、下関地区、戸畠地区	徳山下松港	徳山地区、 <u>下松地区</u> 、光地区	伊万里港	伊万里地区、福島地区	関門港	門司地区、下関地区、戸畠地区			伊万里港	伊万里地区、福島地区
京浜港	東京地区、横浜地区、川崎地区	秋田船川港	秋田地区、船川地区																																		
新潟港	東地区、西地区	京浜港	東京地区、横浜地区、川崎地区																																		
伏木富山港	伏木地区、富山地区	新潟港	東地区、西地区																																		
大阪港	大阪地区、 <u>堺泉北地区</u>	伏木富山港	伏木地区、富山地区																																		
和歌山下津港	和歌山地区、下津地区	大阪港	大阪地区、 <u>堺地区</u>																																		
徳山下松港	徳山地区、光地区	和歌山下津港	和歌山地区、下津地区																																		
関門港	門司地区、下関地区、戸畠地区	徳山下松港	徳山地区、 <u>下松地区</u> 、光地区																																		
伊万里港	伊万里地区、福島地区	関門港	門司地区、下関地区、戸畠地区																																		
		伊万里港	伊万里地区、福島地区																																		
(入出港の簡易手続) 18 - 1 (1) 法第 18 条第 1 項に規定する「入港届」の提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税關の指定するファクシミ	(入出港の簡易手続) 18 - 1 (1) 法第 18 条第 1 項に規定する「入港届」の提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税關の指定するファクシミ																																				

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>リ装置により受信した日から 3 日以内(期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に原本を税関に提出させることとする。</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、税関が必要と認める場合には、外国貿易船の出港の時までに原本の提出を求めることがある。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(公務員による見本の採取)</p> <p>32 - 2 税関職員その他の公務員が保税地域等に置かれている外国貨物の見本を採取する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 税関職員以外の公務員が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 28 条第 1 項((臨検検査等))、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 4 条第 1 項((植物防疫官の権限))その他の法律の規定による権限に基づき見本を採取する場合においては、当該公務員から「見本採取票」(C - 5280)(この場合、通知用を採取者用、倉主等用を輸入者用とそれぞれ読み替えるものとする。)又はこれに準じた適宜な様式のもの 3 通を提出させ、うち 2 通(採取者用、輸入者用)に税関の確認印を押なつの上、これを採取者に交付する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2 - 1 保税地域における事務処理手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 搬出手続の際に対査又は提示する書類</p> <p>上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にすること(通関士等責任者の氏名、押印又は署名)ものとする。</p> <p>(貨物管理に関する社内管理規定の整備)</p> <p>34 の 2 - 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項</p>	<p>リ装置により受信した日から 3 日以内(期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に正本を税関に提出させることとする。</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、税関が必要と認める場合には、外国貿易船の出港の時までに正本の提出を求めることができる。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(公務員による見本の採取)</p> <p>32 - 2 税関職員その他の公務員が保税地域等に置かれている外国貨物の見本を採取する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 税関職員以外の公務員が、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 17 条第 1 項((臨検検査等))、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 4 条第 1 項((植物防疫官の権限))その他の法律の規定による権限に基づき見本を採取する場合においては、当該公務員から「見本採取票」(C - 5280)(この場合、通知用を採取者用、保税担当職員控えを輸入者用とそれぞれ読み替えるものとする。)又はこれに準じた適宜な様式のもの 3 通を提出させ、うち 2 通(採取者用、輸入者用)に税関の確認印を押なつの上、これを採取者に交付する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(保税地域における事務処理手続)</p> <p>34 の 2 - 1 保税地域における事務処理手続は、次により行わせるものとする。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 搬出手続の際に対査又は提示する書類</p> <p>上記(1)又は(2)の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書類は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にすること(通關士等責任者の氏名、押印若しくは署名)事前に税關に届け出た通關業者及び倉主に限定すること等の措置を講じるものとする。</p> <p>(貨物管理に関する社内管理規定の整備)</p> <p>34 の 2 - 9 保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定(CP = Compl ianCe-Program)を整備させ、提出させるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 貨物管理手続体制の整備</p> <p>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。</p> <p>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税關への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</p> <p>イ 搬入・搬出管理</p> <p>貨物の搬出入時における基本動作(社内電算処理システム又は通關情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手續を含む。口、ハ及びホにおいて同じ。)の詳細について定める(例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。口及びハにおいて同じ。)</p> <p>口～ホ (省略)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(指定保税地域の指定の要件)</p> <p>37 - 1 法第 37 条第 1 項((指定保税地域の定義))に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる要件と関連し、税關においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に關係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) 国、地方公共団体(港湾管理者)又は指定法人等(令第 30 条の 2((港湾施設の建設又は管理を行う法人))に規定する者をいう。以下この章において同じ。)が所有し又は管理するものであること。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定(CP = Compl ianCe-Program)を整備させ、提出させるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 貨物管理手続体制の整備</p> <p>倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手續等について規定を整備する。</p> <p>なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税關への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。</p> <p>イ 搬入・搬出管理</p> <p>貨物の搬出入時における基本動作(社内電算処理システム又は通關情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手續を含む。以下口、ハ及びホにおいて同じ。)の詳細について定める(例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無、書類整備等)</p> <p>口～ホ (同左)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>(指定保税地域の指定の要件)</p> <p>37 - 1 法第 37 条第 1 項((指定保税地域の定義))に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる要件と関連し、税關においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に關係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) 国、地方公共団体(港湾管理者)新東京国際空港公団又は指定法人等が所有し又は管理するものであること。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(3) 港湾管理者が自ら運営し、若しくはその <u>管理の下に</u> 利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその <u>管理の下に</u> 借受者が運営するものであること。 (指定保税地域の運営の基準) 37 - 3 指定保税地域の運営については、次の基準による。 (1) (同左) (2) 指定保税地域運営協議会の組織及び協議内容は、次による。 イ 組織 (1) (同左) (ロ) 港湾管理者の <u>管理の下に</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合 税関、関係地方公共団体、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者)をもって組織する。 (ハ) (同左) (ニ) 指定法人等の <u>管理の下に</u> 借受者が運営する場合 税関、港湾管理者、指定法人等、指定法人等、借受者及び借受者の委託を受けた荷役業者をもって組織する。 □ (同左) (3) 港湾管理者の <u>管理の下に</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合において、事業協同組合又は借受者は正当な事由なくして輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。 (4) (同左) (5) 港湾管理者の <u>管理の下に</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者が負うものとする。 (6) (同左) (指定法人等の <u>管理の下に</u> 借受者が運営する指定保税地域の運営の基準) 37 - 4 指定法人等の <u>管理の下に</u> 借受者が運営する指定保税地域の運営については、前記 37 - 3 によるほか次の基準による。 (1) 借受者は、正当な事由なくして、外国貨物又は輸出しようとする貨物の蔵置を拒んではならないものとする。	(3) 港湾管理者が自ら運営し、若しくはその <u>管理のもとに</u> 利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその <u>管理のもとに</u> 借受者が運営するものであること。 (指定保税地域の運営の基準) 37 - 3 指定保税地域の運営については、次の基準による。 (1) (同左) (2) 指定保税地域運営協議会の組織及び協議内容は、次による。 イ 組織 (1) (同左) (ロ) 港湾管理者の <u>管理のもとに</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合 税関、関係地方公共団体、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者(関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者)をもって組織する。 (ハ) (同左) (ニ) 指定法人等の <u>管理のもとに</u> 借受者が運営する場合 税関、港湾管理者、指定法人等、指定法人等、借受者及び借受者の委託を受けた荷役業者をもって組織する。 □ (同左) (3) 港湾管理者の <u>管理のもとに</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合において、事業協同組合又は借受者は正当な事由なくして輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。 (4) (同左) (5) 港湾管理者の <u>管理のもとに</u> 事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者が負うものとする。 (6) (同左) (指定法人等の <u>管理のもとに</u> 借受者が運営する指定保税地域の運営の基準) 37 - 4 指定法人等の <u>管理のもとに</u> 借受者が運営する指定保税地域の運営については、前記 37 - 3 によるほか次の基準による。 (1) 借受者は、正当な事由なくして、外国貨物又は輸出しようとする貨物の蔵置を拒んではならないものとする。

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(注) 指定法人等の管理の下に借受者が運営する指定保税地域は、当該岸壁等の船舶に積卸しされる貨物のみに利用されるのが実情であるが、貸付けを受けた岸壁等を一般使用に供するよう港湾管理者又は指定法人等から借受者に指示があった場合において、一般使用の指示を受けた借受者が一般使用に係る貨物の搬入を正当な事由がなく拒んだときは、法第38条第4項((指定保税地域の管理者等の義務))の規定に抵触することとなるので、留意する。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(工事その他の行為に関する協議の取扱い)</p> <p>38 - 1 指定保税地域における工事その他の行為に関する協議の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第38条第1項各号((協議又は承認をする行為))に規定する工事その他の行為のうち、次に掲げるものについては、一括協議を認めるものとする。ただし、その協議の内容に変更があったときは、その変更があつた部分について、更に協議を要するものとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(工事その他の行為に関する協議又は承認申請の手続等)</p> <p>38 - 2 指定保税地域について工事その他の行為が行われる場合における協議又は承認申請の手続については、次による。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体からの協議についての手続、書式等は支障のない限り簡単なものとする。ただし、協議内容の記載については、将来における紛争等の余地の生じないようその要点を明確にさせるものとする。</p> <p>(2) 国又は地方公共団体から施設の貸付けについての協議を受けた場合において、その貸付けによりそれらの土地又は建設物その他の施設の用途に変更がないと認められるときは、税関は、原則としてその貸付けが法第38条第2項((指定保税地域の処分等に係る同意等))に規定する条件に適合するものとして取り扱うものとする。</p>	<p>(注) 指定法人等の所有に係る指定保税地域は、当該岸壁等の船舶に積卸しされる貨物のみに利用されるのが実情であるが、貸付けを受けた岸壁等を一般使用に供するよう港湾管理者又は指定法人等から借受者に指示があった場合において、一般使用の指示を受けた借受者が一般使用に係る貨物の搬入を正当な事由がなく拒んだときは、法第38条第4項((指定保税地域の管理者等の義務))の規定に抵触することとなるので、留意する。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(工事その他の行為に関する協議の取扱い)</p> <p>38 - 1 指定保税地域における工事その他の行為に関する協議の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第38条第1項各号((協議又は承認をする行為))に規定する工事その他の行為のうち、次に掲げるものについては、一括協議を認めるものとする。ただし、その協議の内容に変更があったときは、その変更があつた部分について、更に協議を要するものとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p><u>二 新東京国際空港公団法(昭和40年法律第115号)第21条((基本計画))の規定により新東京国際空港公団が行う工事</u></p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(工事その他の行為に関する協議又は承認申請の手続等)</p> <p>38 - 2 指定保税地域について工事その他の行為が行われる場合における協議又は承認申請の手続については、次による。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は新東京国際空港公団からの協議についての手續、書式等は支障のない限り簡単なものとする。ただし、協議内容の記載については、将来における紛争等の余地の生じないようその要点を明確にさせるものとする。</p> <p>(2) 国、地方公共団体又は新東京国際空港公団から施設の貸付けについての協議を受けた場合において、その貸付けによりそれらの土地又は建設物その他の施設の用途に変更がないと認められるときは、税関は、原則としてその貸付けが法第38条第2項((指定保税地域の処分等に係る同意等))に規定する条件に適合するものとして取り扱うものとする。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
(3) (省略)	(3) (同左)
(保税蔵置場における貨物の同時蔵置) 42 - 3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項((保税工場の許可))に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。	(保税蔵置場における貨物の同時蔵置) 42 - 3 保税蔵置場においては、法第 56 条第 1 項((保税工場の許可))に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税關における取締上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。
(1)～(3) (省略)	(1)～(3) (同左)
(4) 暫定法の別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(2)の(i)((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの	(4) 暫定法別表第 1 第 2710.19 号 - 1 - (3) - A - [2] - [i]((農林漁業用の重油及び粗油))規定する重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの
(5) Marine Diesel Fuel Oil のうち、定率法の別表第 2710.11 号の 1 の(3)及び第 2710.19 号の 1 の(2)に掲げる軽油、同表第 2710.19 号の 1 の(3)に掲げる重油並びに同表第 2710.19 号の 1 の(5)に掲げるその他のもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの	(5) Marine Diesel Fuel Oil のうち、関税率表の番号第 2710.11 号 - 1 - (3) 及び第 2710.19 号 - 1 - (2)の軽油、第 2710.19 号 - 1 - (3)の重油並びに第 2710.19 号 - 1 - (5)のその他のものに分類されるもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの
(6) 暫定法の別表第 1 第 2709.00 号の(1)に掲げる原油、同表第 2710.11 号の 1 の(1)の C の(b)の(1)に掲げる揮発油、同表第 2710.11 号の 1 の(2)の B の 2 の(i)及び第 2710.19 号の 1 の(1)の B の 2 の(i)に掲げる灯油並びに同表第 2710.11 号の 1 の(3)の(1)及び第 2710.19 号の 1 の(2)の(1)に掲げる軽油	(6) 暫定法別表第 1 第 2709.00 号 - [1] に分類される原油及び関税率表の番号第 2710.11 号 - 1 - (1) - C - (b) に分類される揮発油であって、石油化学製品製造用に使用されるもの
(7) (省略)	(7) (同左)
(外国貨物を置くことの承認の申請手続) 43の3 - 2 法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。	(外国貨物を置くことの承認の申請手続) 43の3 - 2 法第 43 条の 3 第 1 項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。
(1)及び(2) (省略)	(1)及び(2) (同左)
(3) 令第 36 条の 3 第 5 項((他法令による許可、承認等の確認))に規定する他	(3) 令第 36 条の 3 第 5 項((他法令による許可、承認等の確認))に規定する他

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70 - 3 - 1（他法令による許可、承認等の確認）の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号） ロ～ナ（省略）</p>	<p>の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記 70 - 3 - 1（他法令による許可、承認等の確認）の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。</p> <p>イ <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律</u>（大正7年法律第32号） ロ～ナ（同左）</p>
<p>（保税運送の申告手続）</p> <p>63 - 5 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 原油、重油等の液状貨物又は穀物その他のばら貨物に係る保税運送を行う場合であって、税關長が取締り上支障がないと認めた場合には、予定数量による保税運送を認めて差し支えないものとする。この場合において、当該保税運送に係る貨物のバージ等への積込みが完了したとき（運送数量が確定したとき）は、当該保税運送承認書及びその写し（以下この項において「保税運送承認書等」という。）に、当該貨物の積込みに立ち会った公認の検数機関等が発給する検数報告書又は倉主が作成した適宜の様式による搬出数量計算書等を添付させることとし、当該保税運送を承認した税關は、後日返送される当該検数報告書等を添付した保税運送承認書等により当該保税運送に係る承認数量の訂正を行うものとする。</p>	<p>（保税運送の申告手続）</p> <p>63 - 5 輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては「輸入貨物」という。）の運送申告は、次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 原油、重油等の液状貨物に係る保税運送を行う場合であって、税關長が取締り上支障がないと認めた場合には、予定数量による保税運送を認めて差し支えないものとする。この場合において、当該保税運送に係る貨物のバージ等への積込みが完了したとき（運送数量が確定したとき）は、当該保税運送承認書及びその写し（以下この項において「保税運送承認書等」という。）に、当該貨物の積込みに立ち会った公認の検数機関等が発給する検数報告書又は倉主が作成した適宜の様式による搬出数量計算書等を添付させることとし、当該保税運送を承認した税關は、後日返送される当該検数報告書等を添付した保税運送承認書等により当該保税運送に係る承認数量の訂正を行うものとする。</p>
<p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 - 1 - 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、通關担当の統括審査官（統</p>	<p>（輸出貨物の検査）</p> <p>67 - 1 - 7 輸出貨物の検査については、次による。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ（同左）</p> <p>ホ 委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税担当職員に委任して行う。この場合、通關担当の統括審査官（又</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>括査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下この章において「統括査官等」という。)と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67-1-8 通関担当の統括査官等が輸出(積戻しを含む。)貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付し、「申告書用」はそのまま輸出申告書に添付する。</p> <p>口 「運搬用」は、見本検査扱貨物又は検査場扱貨物(以下この項において「検査扱貨物」という。)の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。</p> <p>(輸出貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p>67-1-16 (省略)</p> <p>(輸出貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2-1-2 令第59条の3第1項第4号((搬入前申告扱い))に規定する輸出貨物に係る搬入前申告扱いは、次に掲げる条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p>	<p>はこれに代わる者)と保税担当職員との間の書類の送達は施封して行う。</p> <p>(3)~(5) (同左)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67-1-8 通關担当の統括査官又はこれに代わる者が貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 検査貨物の指定を行つた場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「保税担当職員控」及び「運搬用」は申告者に交付し、「申告書用」はそのまま輸出申告書に添付する。</p> <p>口 「運搬用」は、見本検査扱貨物又は検査場扱貨物の蔵置場所の保税担当職員若しくは倉主等に提出させ、これに所要の事項を記入してそれらの貨物の蔵置場所と検査場等との間の運搬に使用する。</p> <p>なお、検査貨物が検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、保税担当職員がこれを保管する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>二 「保税担当職員控」は、見本検査扱貨物又は検査場扱検査貨物の蔵置場所からそれらの貨物を検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」等が返却された後、保税担当職員又は倉主等がこれと照合の上、保税担当職員が整理保管する。</p> <p>なお、倉主等が照合した「運搬用」及び「保税担当職員控」の保税担当職員への引渡しは、適宜の期間分を取りまとめて行わせて差し支えない。</p> <p>(開装検査票の交付)</p> <p>67-1-16 (同左)</p> <p>(輸出貨物の搬入前申告扱い)</p> <p>67の2-1-2 令第59条の3第1項第3号((搬入前申告扱い))に規定する輸出貨物に係る搬入前申告扱いは、次に掲げる条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67 - 3 - 11 統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物について指定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 見本検査のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</p> <p>イ 見本検査のための見本採取(1梱包を見本として採取する場合を含む。)又は検査場検査のための現物指定は、原則として審査担当職員に行わせる。</p> <p>ロ 次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、倉主等に行わせて差し支えない。</p> <p>(1) 見本採取方法が簡易なものの見本採取</p> <p>(ロ) 包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定</p> <p>なお、上記イにより審査担当職員が現物指定を行った貨物で発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないものと認めるもの及び上記ロの(1)又は(ロ)に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票の所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(4) 上記(1)により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「倉主等用」及び「運搬用」は申告者に交付し、「申告書用」はそのまま輸入申告書に添付する。</p> <p>ロ 「運搬用」は、検査扱貨物の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記二の照合の後、倉主等にこれを保管させる。</p>	<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(検査貨物の指定等)</p> <p>67 - 3 - 11 通關担当の受理担当審査官が輸入貨物の検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 見本検査のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。</p> <p>イ 見本検査のための見本採取(1梱包を見本として採取する場合を含む。)又は検査場検査のための現物指定は、原則として保税担当職員に行わせる。</p> <p>ロ 次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、管理体制が確立している指定保税地域の管理者又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域の許可を受けた者又は前記62の8-1(総合保税地域の規定に関する用語の意義)の(2)に規定する貨物管理者(以下本節において「倉主等」という。)に行わせて差し支えない。</p> <p>(1) 見本採取方法が簡易なものの見本採取</p> <p>(ロ) 包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定</p> <p>なお、上記イにより保税担当職員が現物指定を行った貨物で発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないものと認めるもの及び上記ロの(1)又は(ロ)に掲げる貨物については、倉主等に検査指定票の所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。</p> <p>(4) 上記(1)により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。</p> <p>イ 検査指定票のうち「保税担当職員控」及び「運搬用」は申告者に交付し、「申告書用」はそのまま輸入申告書に添付しておく。</p> <p>ロ 「保税担当職員控」及び「運搬用」は、見本検査扱貨物又は検査場検査扱貨物の蔵置場所の保税担当職員又は倉主等(以下本項について「保税担当職員等」という。)に提出させ、保税担当職員等はこれに所要の事項を記入のうえ「運搬用」は返却してそれらの貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬の確認に使用させる。</p> <p>なお、検査貨物が税関検査場等から蔵置場所に戻された時は、保税担当職員等に再提出させてこれを保管する。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>八（省略）</p> <p>二 「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記口の「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。</p> <p>ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税関検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は保税担当部門が行うものとする。</p> <p>（検査における見本の採取）</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手続は、次による。</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 現場検査又は検査場検査で見本検査以外の方法による検査を行う場合において、見本採取を行う必要があるときは、見本採取に当たり「見本採取票」(C-5280)3通(原本、通知用、倉主等用)を作成の上、「通知用」は申告者に交付し、「倉主等用」は直接又は申告者を通じて(税関検査場において見本を採取したときは、検査指定票の「運搬用」に添えて)倉主等に送付する。ただし、採取しようとする見本が少量かつ低価値(おおむね課税価格が500円未満で、かつ、内国消費税額を含む税額が100円未満のもの)である場合には、特に申告者が要求するときを除き、便宜、その作成を省略して差し支えない。</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>(5) 検査が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に受領印を押なつさせ、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに倉主等に提出させる。</p> <p>(6) 採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。</p> <p>イ 見本採取票を作成していない場合</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(ロ) 検査の結果、見本を返却しないこととなつたときは、審査担当職員は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を倉主等に提出させるとともに、その旨を受理担当審査官に報告する。</p>	<p>八（同左）</p> <p>二 「保税担当職員控」は、見本検査扱貨物又は検査場扱検査貨物の蔵置場所からそれらの貨物を搬出する際の控えとし、「運搬用」が再提出された際にこれと照合のうえ、整理保管する。この場合において、倉主等が整理保管するときは、一定期間分を取りまとめて保税担当部門に提出させるものとする。</p> <p>（検査における見本の採取）</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手續は、次による。</p> <p>イ（同左）</p> <p>□ 現場検査又は検査場検査で見本検査以外の方法による検査を行う場合において、見本採取を行う必要があるときは、見本採取に当たり「見本採取票」(C-5280)3通(原本、通知用、保税担当職員控)を作成の上、「通知用」は申告者に交付し、「保税担当職員控」は直接又は申告者を通じて(税関検査場において見本を採取したときは、検査指定票の「運搬用」に添えて)保税担当職員等に送付する。ただし、採取しようとする見本が少量かつ低価値(おおむね課税価格が500円未満で、かつ、内国消費税額を含む税額が100円未満のもの)である場合には、特に申告者が要求するときを除き、便宜、その作成を省略して差し支えない。</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>(5) 検査が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に受領印を押なつさせ、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに保税担当職員等に提出させる。</p> <p>(6) 採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。</p> <p>イ 見本採取票を作成していない場合</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(ロ) 検査の結果、見本を返却しないこととなつたときは、審査担当職員は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を保税担当職員等に再提出させるとともに、その旨を受理担当審査官に報告する。</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>□ 見本採取票を作成しているときは、交付した「通知用」の提出を求め、「原本」及び提出された「通知用」に返却できない旨、及びその理由その他必要事項を記入し、「通知用」を上記(1)口の「<u>倉主等用</u>」に準じて<u>倉主等に提出させる。</u></p> <p>(輸入貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p><u>67 - 3 - 17 法第 67 条((輸出又は輸入の許可))の規定により輸入貨物(蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。)に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記 67 - 1 - 16 (輸出貨物に係る開装検査票の交付)の規定を準用する。</u></p> <p><u>67 - 3 - 18 (省略)</u> <u>67 - 3 - 19 (省略)</u> <u>67 - 3 - 20 (省略)</u> <u>67 - 3 - 21 (省略)</u></p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67 の 2 - 3 - 1 令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ 小麦、大麥、米(もみを含む。)アルファルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱(焼いてないもの)天然黒鉛(塊状のもの)けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石(りん灰石と称する場合を含む。)重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石膏(焼いてないもの)ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、硝酸ナトリウム(天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの)塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグ</p>	<p>□ 見本採取票を作成しているときは、交付した「通知用」の提出を求め、「原本」及び提出された「通知用」に返却できない旨、及びその理由その他必要事項を記入し、「通知用」を上記(1)口の「<u>保税担当職員控</u>」に準じて<u>保税担当職員等に再提出させる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>67 - 3 - 17 (同左)</u> <u>67 - 3 - 18 (同左)</u> <u>67 - 3 - 19 (同左)</u> <u>67 - 3 - 20 (同左)</u></p> <p>(輸入貨物の本船扱)</p> <p>67 の 2 - 3 - 1 令第 59 条の 3 第 1 項第 1 号((本船扱が認められる場合))に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。 具体的には、次に掲げる貨物とする。</p> <p>イ 小麦、大麥、米(もみを含む。)アルファルファのミール及びペレット、ふすま、塩、硫化鉄鉱(焼いてないもの)天然黒鉛(塊状のもの)けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石(りん灰石と称する場合を含む。)重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石膏(焼いてないもの)ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、硝酸ナトリウム(天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの)塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグ</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>ネシウムカリウム（酸化カリウム（K₂O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p> <p>□（省略） (4)（省略）</p> <p>（生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-5 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>名あて研究機関の所在地が、国際郵便物の交換局の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、東京国際郵便局又は成田国際空港郵便局）においては、「輸入郵便物検査通知書」（C-5090）2通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</u></p> <p>(2) 上記(1)以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適當な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>（臨時開庁を必要とする事務または必要としない事務）</p> <p>98-2 令第87条((臨時開庁を必要とする事務等))の規定により臨時開庁を必要とする事務等については、次による。</p> <p>(1)（省略） (2) 同条第2項((臨時開庁を必要とする事前検査に係る事務等))の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査にかかる事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に</p>	<p>ネシウムカリウム（酸化カリウム（K₂O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30%以下のものに限るものとし、税関で適當と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）</p> <p>□（同左） (4)（同左）</p> <p>（生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い）</p> <p>76-4-5 死滅し、又は腐敗しやすい生物学上の材料を包有する研究機関あての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>名あて研究機関の所在地が、国際郵便物の交換局の所在地と同一の都道府県に属するとき（ただし、東京都内所在の研究機関については、東京国際郵便局又は新東京国際空港郵便局）においては、「輸入郵便物検査通知書」（C-5090）2通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名あて研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</u></p> <p>なお、名あて研究機関の所在地が国際郵便物の交換局の所在地と同一の都道府県に属しない場合であつても、その所在地に国際郵便物の通関局が所在するときは、その通関局に移管した上、上記に準じて処理する。</p> <p>(2) <u>上記(1)の場合において、通関局所在の税關官署においては検査が困難であるとき、又は上記(1)以外の場合には、次の要領により名あて研究機関内の施設又はその他の適當な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</u></p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>（臨時開庁を必要とする事務または必要としない事務）</p> <p>98-2 令第87条((臨時開庁を必要とする事務等))の規定により臨時開庁を必要とする事務等については、次による。</p> <p>(1)（同左） (2) 同条第2項((臨時開庁を必要とする事前検査に係る事務等))の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査にかかる事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>係る申請書若しくは申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 コンテナー扱い（前記 67 - 1 - 20 に規定するコンテナー扱いをいう。） が認められた貨物について、輸出申告の予備申告書（「予備審査制について」（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）に基づく予備申告書をいう。）が税関に提出された後に、輸出申告に先立つて当該貨物を税関が指定する検査場に搬入して行う検査</p> <p>(3)（省略）</p> <p>（臨時開庁において 1 申請として取り扱う限度）</p> <p>98 - 3 臨時開庁の承認申請において、1 申請として取り扱い得る申告書等の限度は、特別に手数を要するものを除き、次による。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 蔽入承認申請書、移入承認申請書、総保入承認申請書及び展示等申告書（つづき申請書の分を含めて 1 件として取り扱う。） イ及びロ（省略）</p> <p>(6)～(11)（省略）</p> <p>（指定者の取扱い）</p> <p>100 - 6 手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「指定者」とは、電子情報処理組織を使用することのできる者であり、当該指定者がその後当該電子情報処理組織に係る利用契約の解除等により電子情報処理組織を使用することができなくなった者は含まれないものとする。また、指定者の確認に当たっては、法第 42 条第 1 項、第 56 条第 1 項、第 62 条の 2 第 1 項若しくは第 62 条の 8 第 1 項の許可又は定率法第 13 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の承認に係る業務について電子情報処理組織を使用することができることを、保税担当部門において次により確認するものとする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和 52 年法律第 54 号）第 2 条第 1 号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用することができるとの証明は、独立行政法人通関情報処理センターから交付された利用承諾書等電子情報処理組織を使用できることを証する書類を提出</p>	<p>係る申請書若しくは申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。</p> <p>イ～ハ（同左） (新設)</p> <p>(3)（同左）</p> <p>（臨時開庁において 1 申請として取り扱う限度）</p> <p>98 - 3 臨時開庁の承認申請において、1 申請として取り扱い得る申告書等の限度は、特別に手数を要するものを除き、次による。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 蔽入承認申請書、移入承認申請書及び総保入承認申請書（つづき申請書の分を含めて 1 件として取り扱う。） イ及びロ（同左）</p> <p>(6)～(11)（同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>させ確認するものとする。また、当該電子情報処理組織を使用することができなくなった場合には、利用契約の解除通知書等電子情報処理組織を使用することができなくなったことを証する書類を提出させ確認するものとする。</p> <p>(2) 税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第7号)第4条第2項((電子情報処理組織による申請等))の規定による通知及び交付を受けた者及び当該電子情報処理組織を使用することができなくなった者の確認は、「税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて」(平成15年2月28日財関第196号)の第2章2-1(利用申込手続)の規定により届出される別紙様式1及び同様式の別紙並びに同項の規定により通知される別紙様式2により確認するものとする。</p> <p>100-7 (省略) 100-8 (省略) 100-9 (省略) 100-10 (省略) 100-11 (省略) 100-12 (省略) 100-13 (省略) 100-14 (省略) 100-15 (省略) 100-16 (省略) 100-17 (省略)</p>	
	100-6 (同左) 100-7 (同左) 100-8 (同左) 100-9 (同左) 100-10 (同左) 100-11 (同左) 100-12 (同左) 100-13 (同左) 100-14 (同左) 100-15 (同左) 100-16 (同左)

新旧対照表

(関税法基本通達)

新	旧
<p>(帳簿の備付け等に関する用語の意義)</p> <p>94 - 1 法第 94 条((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1) 法第 94 条第 1 項の規定により輸入者が備え付けることとされている「帳簿」とは、令第 83 条第 1 項((帳簿の記載事項等))に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものでも差し支えない。</p> <p>(2) 令第 83 条第 2 項((保存すべき書類))において読み替えて準用する令第 61 条第 1 項((課税標準の決定のための書類))に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類」及び「その他の輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類(提出したものを除く)等の関係書類をいう。</p> <p>(3) 令第 83 条第 4 項((帳簿の保存))に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかになるように整理することをいう。</p> <p>(4) 令第 83 条第 4 項に規定する「その他これらに準ずるもの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p> <p>(税関事務管理人の権限の消滅後の効果)</p> <p>95 - 4 税関事務管理人の権限の消滅後の効果は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であった者によって行われた、又は税関事務管理人であった者に対して行った行為は、申告者等(税関関係手続等を行う義務を承継した者を含む。以下同じ。)によって行われた、又は申告者等に対して行った行為とするものとする。</p> <p>(2) 法第 95 条第 3 項に規定する帳簿書類等の税關への提示義務については、税関事務管理人の権限の消滅後においても、当該税関事務管理人が行った税関関係手続等に係る帳簿書類等の提示義務を負うことに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表

(関税法基本通達)